

ベトナム向けうんしゅうみかん

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : ベトナム向けに輸出するうんしゅうみかん
(*Citrus unshiu*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 5、第 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 12 から第 14 まで並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Bactrocera tsuneonis* (ミカンバエ) 及び *Pseudomonas syringae* pv. *syringae* (褐斑細菌病)

イ 中リスク有害動植物 : *Aculops pelekassi* (ミカンサビダニ)、*Adoxophyes dubia* (ウスコカクモンハマキ)、*Adoxophyes honmai* (チャノコカクモンハマキ)、*Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ)、*Pseudaonidia duplex* (ミカンマルカイガラムシ) 及び *Zygothrips jamaicensis* (すす点病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

エ ミカンバエの発生地域から、地理的な障壁又は緩衝地帯によって隔てられていること。

オ ミカンバエの発生地域から、ミカンバエの寄生する植物が持ち込まれないこと。

カ 管理者により、アからウまでの実施状況の記録 (以下「園地管理記録」という。) が作成され、2 年間保管されること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日 : 毎年 2 月末日

イ 添付書類 : 防除暦等 (和文及び英文)

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 2 の 8 関係)

ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日又は輸出開始日の 150 日前のいずれか早い日

イ 添付書類 : 不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）

- ア 提出期日：輸出時期の2か月前まで
- イ 添付書類：不要

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

- ア 提出期日：毎年2月末日
- イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

- ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。
- イ 選果こん包が終了した対象生果実を一時保管する場合は、それ以外のものと区別し、隔離した状態で保管できること。
- ウ 選果こん包施設が、1km²当たり1個の設置密度で設置したミカンバエを対象としたトラップ※の有効範囲内にあること。

※ ミカンバエを対象としたトラップは次に掲げるものとする（以下本別紙において同じ。）。

- ① トラップの種類：ガロントラップ
- ② 誘引剤：蛋白質加水分解物
- ③ 殺虫剤：ベトナム植物防疫機関が指定する殺虫剤
- ④ 誘引剤の交換頻度：2週間に一度
- ⑤ 殺虫剤の交換頻度：4週間に一度

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

- ア 報告期限：毎年6月20日又は輸出開始の100日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）

- ア 提出期限：輸出時期の2か月前まで
- イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

- ア 提出期限：毎年2月末日
- イ 添付書類：不要

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）：保管施設が第 9 の
ウに掲げるトラップの有効範囲にあること。

第 14 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）

- ア 提出期限：毎年 6 月 20 日又は輸出開始の 100 日前のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

- ア 提出期限：輸出時期の 2 か月前まで
- イ 添付書類：不要

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

- ア 提出期日：毎年 2 月末日
- イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文）

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア ほ場調査

- ① 対象有害動植物：検疫対象有害動植物
- ② 実施時期及び回数：6 月 1 日から 10 月 31 日まで、4 週間に 1 回
- ③ 方法
 - 1) 調査方法：全ての登録生産園地について、地表面を含む園地全域に対し、目視により対象有害動植物の発生の有無の確認を行うものとする。
 - 2) 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからウ及びカに掲げる措置が適切に実施されていることを確認するものとする。
- ④ 指導：中リスク有害動植物が発見された場合は、当該有害動植物の防除措置を実施するよう、管理者に指示するものとする。

イ トラップ調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 設置密度：1 km² 当たり 1 個
- ③ 実施時期及び回数：4 月 1 日から 10 月 31 日まで、2 週間に 1 回

- ④ 方法：第4のエ及びオが適切に行われているか確認するとともに、ミカンバエの捕獲の有無を確認するものとする。

ウ 生果実調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 実施時期及び回数：6月1日から10月31日まで、2週間に1回
- ③ 方法：登録生産園地の園内の全域において落下し、又は変色した果実の外観を目視により確認し、ミカンバエの寄生が疑われるものがあつた場合は、当該果実を切開し、ミカンバエの発生の有無を確認するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）：適用しない。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ及び褐斑細菌病

イ 措置内容：

- ① ミカンバエが発見された登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し
- ② 褐斑細菌病が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ 異常果実の混入を防ぐため、選果作業は、選果こん包の前と工程中の最低2回行うこと。

ウ こん包に用いる容器は、プラスチック又は段ボール製の未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器（容器に通気孔を設ける場合は、孔の直径は1.6mm以下とすること。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目の最大径が1.6mm以下のものに限る。）で覆うこと。

エ 対象生果実のこん包又は束ねたこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① ベトナム向けの表示 (For Viet Nam)
- ② こん包年月日
- ③ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ④ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係)

ア 有害動植物：ミカンバエ及び褐斑細菌病

イ 措置内容：

- ① ミカンバエが発見された対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し。
- ② 褐斑細菌病が発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12 (低温処理の実施)：適用しない。

本文第 13 (くん蒸処理の実施)：適用しない。

本文第 14 (消毒検査及び精密検査)：適用しない。

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類 (本文第 15 の 1 関係)

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容 (本文第 15 の 9 の (4) 関係)

- ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。
- イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準 (本文第 15 の 10 の (3) 関係)：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 15 の 13 関係)

ア 有害動植物：ミカンバエ及び褐斑細菌病

イ 措置内容：

- ① ミカンバエが発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し
- ② 褐斑細菌病が発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The consignment of Satsuma orange fruits has been produced and prepared for export in accordance with the phytosanitary import requirements for importation of fresh Satsuma orange (*Citrus unshiu* Marcow) from Japan into Viet Nam.

The fruit in this consignment was produced in (name and code of places of product/production sites recognized as being free of *Bactrocera tsuneonis*) where recognised as free from *Bactrocera tsuneonis*.

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

- ア 査察時期：毎年、輸出時期の前
- イ 査察対象：登録生産園地及び登録選果こん包施設

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：毎年 5 月 31 日又は輸出開始予定日の 120 日前のいずれか早い日

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：招へいの 30 日前まで

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上

別記様式①（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けうんしゅうみかん）

都道府県名_____

登録検査機関検査員氏名_____

補助員氏名_____

植物防疫官氏名_____

ほ場調査

登録生産 園地番号	検査実施日	検疫対象有害動植物発生状況 (病害虫名及び発生程度)	備考 (追加で実施した防除等)
		ミカンバエ：	
		褐斑細菌病：	
		ミカンサビダニ：	
		ウスコカクモンハマキ：	
		チャノコカクモンハマキ：	
		ナシマルカイガラムシ：	
		ミカンマルカイガラムシ：	
		すす点病：	
		ミカンバエ：	
		褐斑細菌病：	
		ミカンサビダニ：	
		ウスコカクモンハマキ：	
		チャノコカクモンハマキ：	
		ナシマルカイガラムシ：	
		ミカンマルカイガラムシ：	
		すす点病：	

(注) 1 検疫対象病害虫発生状況は病害虫名及び発生程度を具体的に記録すること。

2 検疫対象病害虫（ミカンバエ及び褐斑細菌病を除く）の発生程度が中程度以上の場合、当該病害虫に対する病害虫防除についての指導の内容及び実際に行われた防除の詳細を備考に記載すること。

別記様式②（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けうんしゅうみかん）

都道府県名_____

登録検査機関検査員氏名_____

補助員氏名_____

植物防疫官氏名_____

トラップ調査及び生果実調査（ミカンバエ対象）

登録生産園地番号_____

トラップ調査				生果実調査			備考
トラップNo	検査実施日	ミカンバエ捕獲の有無	捕獲された その他の昆虫	登録生産 園地番号	検査実施日	ミカンバエ捕獲の有無	

（注）1 「捕獲されたその他の昆虫」欄には、ミカンバエ以外の昆虫等を記載すること（記載はトラップごとではなく、まとめて記載しても可）。

2 トラップ調査及び生果実調査において、ミカンバエが捕獲された場合は、「ミカンバエ捕獲の有無」欄に発見頭数も記載すること。

また、生果実調査においては、ミカンバエに寄生された果実数も記載すること。

ベトナム向けなし

本文第1（目的及び定義）

第1 対象生果実（本文第1の2関係）：ベトナム向けに輸出するなし（*Pyrus pyrifolia*）の生果実

第2 適用範囲（本文第1の3関係）：本別紙においては、本文第2の8及び9、第3の5及び6、第4の5及び6、第5の5及び6、第6、第8の1の（4）、第17の1、2及び6並びに第20の2については、適用しない。

第3 検疫対象有害動植物（本文第1の4関係）

ア 高リスク有害動植物：*Carposina sasakii*（モモシンクイガ）、*Gibberella avenacea*（なし果実腐敗病）及び *Alternaria gaisen*（なし黒斑病）

イ 中リスク有害動植物：*Diaspidiotus perniciosus*（ナシマルカイガラムシ）、*Lepidosaphes conchiformis*（ナシカキカイガラムシ）、*Aphanostigma iakusuiensis*（キナコネアブラムシ）、*Acrobasis pyrivorella*（ナシマダラメイガ）、*Grapholita inopinata*（リンゴコシンクイ）、*Grapholita molesta*（ナシヒメシンクイ）、*Spilonota ocellana*（リンゴシロヒメハマキ）、*Diaporthe eres*（フォモプシス枝枯病）、*Zygothrips jamaicensis*（なしすす点病）及び *Phytophthora syringae*（なし疫病）

本文第2（生産園地・生産施設の登録）

第4 生産園地の登録要件（本文第2の1関係）

ア 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイ（以下「3種のシンクイガ」という。）に対して、次の①から③までのいずれかの措置が行われること。

① 交信かく乱剤の設置及び農薬の散布

（ア）交信かく乱剤の設置：モモシンクイガ及びナシヒメシンクイに対して農薬登録上の適用がある交信かく乱剤を、ラベルに記載される使用時期、使用方法等に従って、当該申請に係る生産園地全体（当該生産園地の面積が1ヘクタール未満の場合は、隣接する園地等を含めた1ヘクタール以上の土地の全体）に均等に設置すること。

（イ）農薬の散布：防除暦等を踏まえつつ、シンクイガ類に有効な農薬をその飛翔期間を含む栽培期間中に少なくとも5回（おおむね月に1回）使用すること。

② 袋かけの実施：対象生果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、収穫開始日の30日前まで果柄の周囲をすき間なく閉じるよう袋かけを実施すること。

③ 本文第12の低温処理の実施

エ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

オ 管理者により、アからエ（ウの③を除く）までの実施状況の記録（以下「園地管理記録」という。）が作成され、2年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文とする。毎年4月30日を提出期限として、生産園地・生産施設登録申請書の提出後に提出することも可とする。）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に3種のシンクイガに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と明確に隔離して保管すること又は温度約8℃以下で保管できること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）：対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と区別し、病虫害再汚染防止措置が講じられた状態で保管すること又は温度約 8℃以下で保管できること。

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）：適用しない。

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

ア 提出期日：毎年 4 月 30 日

イ 添付書類：不要

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

ア 対象生果実の中心部の温度（部屋の中央付近の積荷の中心部及び最上部の端並びに冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）を温度 0℃以下で保持できること。

イ 対象生果実の中心部の温度及び部屋の空間部の温度を部屋の外部から確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、4 時間ごとに温度を 0.1℃単位で記録できる能力を有すること。

エ 原則として、適切な温度管理を行うための低温処理実施者を置くこと。

オ 温度記録の改ざんを防止できること。

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）：適用しない。

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 3 月 31 日

イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文とする。毎年 4 月 30 日を提出期限として、生産園地・生産施設登録申請書の提出後に提出することも可とする。）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に 3 種のシンクイガに対して講ずる第 4 のウの措置内容を記載するものとする。

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期及び回数

- ① 春期（おおむね結実期）においては、1 回
- ② 収穫前においては、収穫開始日の 31 日以上前の可能な限り遅い時期に 1 回

ウ 方法

- ① ほ場調査：全ての樹木を対象に有害動植物の発生の有無を目視により確認するとともに、地表面を含む園地全体についても目視により同様の確認を行うものとする。
- ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからオ（ウの③を除く）までの実施状況を確認するものとする。
- ③ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認：交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置を実施している登録生産園地にあつては、これらの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 補助員が、交信かく乱剤の設置が適切に行われていない生産園地を発見した場合は、その旨を植物防疫官に報告するものとする。植物防疫官は、補助員からの報告に応じて、補助員を通じ、管理者に指示するものとする。
- ② 登録検査機関が、交信かく乱剤の設置が適切に行われていない生産園地を発見した場合は、当該措置を適切に行うよう管理者に指示するものとする。
- ③ 袋かけが適切に行われていないなしを発見した場合は、生産者に対し、当該なしを直ちに除去し、又は当該なしを収穫する樹木にマークを付けるよう指示するものとする。
- ④ 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該対象生果実を除去するよう指示するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：第 24 の検査後に実施するものとする。

- ① 春期においては、1 回
- ② 収穫期においては、収穫開始日の 30 日以上前の可能な限り遅い時期に 1 回

ウ 方法

- ① ほ場調査：園地全体について目視による確認を行うものとする。
- ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからオ（ウの③を除く）までの実施状況を確認するものとする。

- ③ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認：交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置を実施している登録生産園地にあつては、これらの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 中リスク有害動植物が発見された場合は、直ちに当該対象病害虫の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該異常果実を除去するよう指示するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）

- ア 交信かく乱剤の措置が行われた登録生産園地にあつては、交信かく乱剤の設置を実施したこと。
- イ 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、袋かけを実施したこと。
- ウ ア及びイの措置を行わなかった登録生産園地（これらの措置が適切に行われなかった登録生産園地を含む。）にあつては、措置が未実施であること。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ 選果作業は、選果こん包の工程中に 2 回行い、病害虫寄生果や異常果実の混入がないようにすること。
- ウ モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイに対する措置として、低温処理が選択されている登録生産園地で生産された対象生果実は、その他の措置が選択されている登録生産園地で生産された対象生果実とは別に選果すること。

エ こん包に用いる容器はプラスチック又は段ボール製の未使用のものを使用すること。原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる有害動植物再汚染防止措置を行うこと。

- ① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目の最大径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で覆い、又は約 8℃以下で保管すること。
- ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

オ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① ベトナム向けの表示 (For Vietnam)
- ② 輸出者名 (Name of the exporting company)
- ③ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ④ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動植物：高リスク有害動植物

イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12（低温処理の実施）

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ 低温処理条件等

- ① 氷点法により、低温処理の開始直前における温度計の示度が正確であることを確認すること。
- ② 植物防疫官又は登録検査機関の立会の下、予備冷蔵により対象生果実の中心部の温度を 0℃以下とすること。
- ③ ②を実施後、引き続き対象生果実の中心部の温度が、40 日間 0℃以下を保持していることを確認すること。

本文第 13（くん蒸処理の実施）※ 本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）を確認したため不適合となり、再度の目視検査を実施する場合に限る。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：くん蒸処理を実施する者が、消毒検査を受けた実績がない場合には、当該者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立会を要するものとする。

イ くん蒸条件等

- ① 輸入植物検疫規程第4条第2項に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量及び生果実の中心温度：40g/m³（15℃以上）又は48g/m³（10℃～15℃）
 - 3) 処理時間：2時間以上

本文第14（消毒検査及び精密検査）

第33 消毒の内容（本文第14の1関係）：適用しない。

第34 精密検査の内容（本文第14の1関係）：適用しない。

第35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第14の1関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：本文第12の2の低温処理実施記録表
- ② くん蒸処理に係る消毒検査（本文第15の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）を確認したため不適合となった対象生果実について、再度の目視検査を申請する場合に限る。）
 - 1) 本文第13の2のくん蒸処理実施記録表
 - 2) 本文第15の目視検査において、第3のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）
- ③ 第33の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第15（目視検査）

第36 目視検査申請書の添付書類（本文第15の1関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第14の2により、消毒検査の申請を本文第16の1の植物検疫証明書との交付の申請と一体的に行った場合は、低温処理実施記録表）

※ 本文第15の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）が確認され、再度の目視検査を申請する場合の添付書類

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）
- オ 中リスク有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）
- カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

- ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる地域又は異なる品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。
- イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のオの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 栽培地検査報告書又はその写し
- ウ 選果こん包実施報告書の写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、低温処理実施記録表）

オ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理記録表）

カ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

※ 本文第 15 の目視検査において、中リスク有害動植物（有害植物を除く）が確認された場合の輸出検査申請書の添付書類

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）

オ 中リスク有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

キ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）

ア 次の追記を行う。

The consignment of pear fruits was inspected in Japan and found free from quarantine pests specified at the phytosanitary import requirements for fresh pear fruits (*Pyrus pyrifolia*) from Japan for export to Vietnam.

イ モモシクイガ、リンゴコシクイ及びナシヒメシクイに対する措置として、交信かく乱剤の設置、袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別を以下のとおり、追記するものとする。なお、低温処理及びくん蒸処理が行われた場合は、その処理内容について、植物検疫証明書の消毒欄に記載するものとする。

Selected pests management; (Cold treatment) and/or (Installation of mating disruption) and/or (Fruit bagging).

第 17 (輸入国の検査官の査察要請等)

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容 (本文第 17 の 1 関係) : 適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限 (本文第 17 の 2 関係) :
適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限 (本文第 17 の 6 関係) : 適用
しない。

第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係) : 適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
	360,000kg 以上	500kg 以上

別記様式（本文第7の8及び10関係）

検査成績表（ 年度ベトナム向けなし） 【春期・収穫前】

申請者名 _____ 登録検査機関検査員氏名 _____ 検査年月日 _____
補助員氏名 _____ 検査年月日 _____
植物防疫官氏名 _____ 検査年月日 _____

登録生産 園地番号	生産者 氏名	生産園 地面積 (a)	品種名	補助員又は登録検査機関の検査等			植物防疫官又は登録検査機関の検査等			合格 面積 (a)
				シンクイガに 対する措置状況	病害虫 発生状況	備考	シンクイガに 対する措置状況	病害虫 発生状況	備考	

(注) 1 標題の対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

2 「シンクイガに対する措置状況」欄には、袋かけ、交信かく乱、低温処理のいずれかを記載すること。

ベトナム向けりんご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : ベトナム向けりんご (露地で栽培される *Malus pumila* Mill. 及びその種に属する全ての品種)

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、第 11 の 5 及び 6、第 15 の 12 から 14 並びに第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Botryosphaeria obtusa* (りんご黒腐病)、*Botryosphaeria ribis* (りんご胴腐病)、*Gibberella avenacea* (りんご水腐病、果梗腐病)、*Monilinia laxa* (和名なし)、*Pseudomonas syringae* pv. *syringae* (和名なし)、*Pseudomonas viridiflava* (和名なし) 及び *Diaporthe tanakae* (りんご胴枯病)

イ 中リスク有害動植物

① 中リスク有害動物 : *Rhynchites heros* (モモチョッキリゾウムシ)、*Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ)、*Lopholeucaspis japonica* (ナシシロナガカイガラムシ)、*Ostrinia scapularis* (アズキノメイガ)、*Grapholita inopinata* (りんごコシンクイ)、*Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ)、*Spilionota albicana* (ニセシロヒメシンクイ)、*Argyresthia conjugella* (りんごヒメシンクイ)

② 中リスク有害植物 : *Alternaria mali* (りんご斑点落葉病)、*Botryosphaeria berengeriana* f. sp. *Pyricola* (りんご輪紋病)、*Diaporthe eres* (フォモプシス枝枯病)、*Gymnosporangium yamadae* (りんご赤星病)、*Monilia polystroma* (りんご灰星病)、*Phytophthora syringae* (りんご疫病)、*Phytophthora megasperma* (和名なし) 及び *Schizothyrium pomi* (りんごすす点病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 防除暦に従い、有害動植物の防除が行われること。

イ 異常果実の除去が行われること。

ウ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

エ 袋かけが、対象生果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、果柄の周囲をすき間なく閉じるよう実施されていること (本文第 12 の低温処理を実施する場合は除く)。

オ 管理者により、アからエまでの実施状況の記録（以下「園地管理記録」という。）が作成され、2年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：防除暦等

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシンクイに対して講ずる第4のエ又は第31の措置内容を記載するものとする。

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

ア 提出期日：7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日

イ 添付書類：防除暦等

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）

ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで

イ 添付書類：防除暦等

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と明確に隔離して保管すること又は温度約0℃以下で保管すること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期限：毎年7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）

ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで

イ 添付書類：不要

本文第4（保管施設の登録）

第12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第4の2関係）

- ア 提出期日：毎年4月30日
- イ 添付書類：不要

第13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第4の3の（4）関係）：対象生果実を保管する場合は、それ以外の生果実と区別し、有害動植物再汚染防止措置が講じられた状態で保管すること又は温度約0℃以下で保管できること。

第14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第4の5関係）

- ア 提出期限：毎年7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第4の6関係）

- ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで
- イ 添付書類：不要

本文第5（低温処理施設の登録）

第16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第5の2関係）

- ア 提出期日：毎年4月30日
- イ 添付書類：不要

第17 低温処理施設の登録要件（本文第5の3関係）

- ア 植物防疫官が実施する低温処理に関する技術研修を修了した者（以下「低温処理技術員」という。）を配置すること。
- イ 対象生果実の中心部の温度を1.1℃以下で保持できること。
- ウ 対象生果実の中心部の温度（部屋の中央付近及び冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）及び部屋の空間部の温度（2カ所）を確認できる自動温度記録装置を有すること。
- エ ウの自動温度記録装置は、少なくとも4時間ごとに温度を0.1℃単位で記録できる能力を有すること。
- オ 温度記録の改ざんを防止できること。

第18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第5の5関係）

- ア 提出期限：毎年7月31日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日
- イ 添付書類：不要

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

- ア 提出期限：毎年輸出開始日の前日まで
- イ 添付書類：不要

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 1 及び 2 関係）

- ア 提出期日：－
- イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第 21 のウの場合に限る。）
 - ① くん蒸倉庫所在地図
 - ② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）
 - ③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設
- イ 申請の過去 3 年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局通達）第 5 の（1）及び（2）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設
- ウ 次に掲げる要件を満たすくん蒸処理施設
 - ① くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（1）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
 - ② ①の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（2）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項の別表 4 に規定する特 A 級又は A 級と同等の要件を満たすこと。

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

- ア 提出期限：－
- イ 添付書類：不要

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

- ア 提出期限：－
- イ 添付書類：不要

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

- ア 提出期日：毎年3月31日
- イ 添付書類：防除暦等
- ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシンクイに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

- ア 対象有害動植物：第3のア及びイの②に掲げるもの
- イ 実施時期及び回数
 - ① 開花期においては、1回
 - ② 収穫前においては、収穫開始日の31日以上前の可能な限り遅い時期に1回
- ウ 方法
 - ① ほ場調査：園地全域について目視による確認を行い、病徴があるものについて分離、培養等を実施するものとする。
 - ② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第4のアからウ及びオの措置の実施状況を確認するものとする。
 - ③ 袋かけの実施状況の確認：園地管理記録を確認し、第4のエの袋かけの措置が、収穫前の検査において、果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうか確認するものとする（本文第12の低温処理を実施する場合は除く）。
- エ 指導
 - ① 対象生果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、管理者に直ちに当該対象生果実を除去するよう指示するものとする。
 - ② 袋かけを実施する登録生産園地において、当該袋かけが適切に行われていないりんごを発見した場合には、管理者に当該りんごを直ちに除去するか、又は当該りんごを収穫する樹木に標識をつけるよう指示するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）

- ア 対象有害動植物：第3のア及びイの②に掲げるもの
- イ 実施時期及び回数：第24の検査後に実施するものとする。
 - ① 開花期においては、1回
 - ② 収穫前においては、収穫開始日の30日前までの可能な限り遅い時期に1回
- ウ 方法
 - ① ほ場調査：園地全域について目視による確認を行うものとする。

- ② 袋かけの実施状況の確認：園地管理記録を確認し、第4のエの袋かけの措置が、収穫前の検査において、果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうか確認するものとする（本文第12により低温処理を実施する場合は除く）。

エ 指導

- ① 第3のイの②の有害動植物が発見された場合は、直ちに当該対象病害虫の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 袋かけを実施する登録生産園地において、当該袋かけが適切に行われていないりんごを発見した場合には、管理者に当該りんごを直ちに除去するか、又は当該りんごを収穫する樹木に標識をつけるよう指示するものとする。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）

- ア 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、園地管理記録等により、輸対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から収穫開始日の30日前まで行われていたことが確認されること。
- イ 袋かけが適切に行われていない場合は、本文第12の低温処理の実施について管理者の意向が確認されること。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）

- ア 袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、袋かけを実施したこと。
- イ 袋かけの措置を行わなかった登録生産園地（袋かけが適切に行われなかった登録生産園地を含む。）にあつては、袋かけが未実施であること。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が1.6mm以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。

- ① 密閉倉庫内で未包装のりんごと隔離し、又は温度約0℃以下で保管すること。
 - ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。
- ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① ベトナム向けの表示 (For Vietnam)
- ② 輸出者名 (Name of the exporting company)
- ③ 果実の種類 (Fruit type)
- ④ こん包年月日 (Packing date)
- ⑤ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ⑥ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

- ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：不要
- イ 低温処理条件等：低温処理技術員が次に掲げるとおり実施するものとする。
 - ① 氷点法により、低温処理の開始直前における温度計の示度が正確であることを確認する。
 - ② 予備冷蔵により対象生果実の中心温度を 1.1℃以下とすること。
 - ③ ②の実施後、引き続き対象生果実の中心温度が、28 日間 1.1℃以下を保持していることを確認する。

本文第 13（くん蒸処理の実施）※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫対象病虫害(有害植物を除く)を確認したため不適合となり、再度の目視検査を実施する場合に限る。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

- ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：くん蒸処理を実施する者が、消毒検査を受けた実績がない場合には、当該者の行う消毒の開始時又は終了時に現場に立会を要するものとする。
- イ くん蒸条件等
 - ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
 - ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量及び生果実の中心温度：40g/m³（15℃以上）又は 48g/m³（10℃～15℃）
 - 3) 処理時間：2 時間以上

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：本文第 12 の 2 の低温処理実施記録表
 - ② くん蒸処理に係る消毒検査（本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫対象病虫害（有害植物を除く）を確認したため不適合となった対象生果実について、再度の目視検査を申請する場合に限る。）
 - 1）本文第 13 の 2 のくん蒸処理実施記録表
 - 2）本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）
 - ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－
- イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）

※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物（有害植物を除く）が確認され、再度の目視検査を申請する場合の添付書類

- ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）
- オ 第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載

された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）

カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：1 回の選果こん包作業で取り扱われた対象生果実を品種ごとに 1 つの検査単位（ロット）とする。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出した対象生果実が含まれる各こん包の側面に、第 29 のウの表示があること。

※ 目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認され、再度の目視検査により適合となった場合は、目視検査報告書に再検査の旨記載すること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）：適用しない。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）

オ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

※ 本文第 15 の目視検査において、第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認された場合の輸出検査申請書の添付書類

ア ベトナム政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

- エ 低温処理に係る消毒検査報告書又はその写し（低温処理を実施した場合に限る。
本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われる場合は、低温処理実施記録表）
- オ 第 3 のイに掲げる検疫有害動植物が確認されたことにより不適合となった旨記載された目視検査報告書（ただし、不適合となった目視検査、くん蒸処理に係る消毒検査及び再度の目視検査が同一の植物防疫所の植物防疫官に申請される場合は、当該目視検査報告書の提出は省略できるものとする。）
- カ くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸処理実施記録表）
- オ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

- ア The consignment was inspected in Japan and found free from quarantine pests (Annex1). Detail as per attached sheet.
- イ 袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別の追記
Selected pests management; (Fruit bagging) and/or (Cold treatment)
なお、低温処理及びくん蒸処理が行われた場合は、さらに、その処理内容について植物検疫証明書の消毒欄に記載するものとする。

※ 植物防疫官は、植物検疫証明書の交付にあつて、別添の病害虫リストを添付するものとする。

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

- 第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。
- 第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。
- 第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

- 第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：登録選果こん包施設、登録保管施設及び登録低温処理施設が同一の建物でない場合において、対象生果実を施設間で輸送するときは、植物防疫官の指導の下、病害虫再汚染防止措置を講じるものとする。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20%以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上

別記様式（本文第7の8及び10関係）

検査成績表（年度ベトナム向けりんご）【開花期・収穫前】

申請者名 _____ 登録検査機関検査員氏名 _____ 検査年月日 _____
補助員氏名 _____ 検査年月日 _____
植物防疫官氏名 _____ 検査年月日 _____

登録生産園地番号	生産者氏名	生産園地面積(a)	品種名	補助員又は登録検査機関の検査等			植物防疫官又は登録検査機関の検査等			合格面積(a)
				袋かけ状況	病害虫発生状況	備考	袋かけ状況	病害虫発生状況	備考	

(注) 標題の対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

